

第七章 環境の整備

第一節 住 宅

一 公営住宅のあゆみ

二六年間で一 大間町における町営住宅の建設は、昭和二十七年（一九五二）度の大間平団地第一種木造平屋
〇九戸を建設 建て一〇戸（家賃は平成三年へ一九九一〇月より月額六二〇〇円）が最初である。以来、年
間平均所得の上昇による生活水準の向上や核家族化の進行などもあって、近年の持ち家志向の拡大傾向が当町に
も徐々に反映し、さらに各種融資制度の充実と普及が持ち家の建設を容易にさせているようである。

以後、同二十八年度の大間平団地第一種木造平屋建て一〇戸（同六九〇〇円）、同二十九年度の大間平団地第
一種木造平屋建て一〇戸（同六九〇〇円）、同年度館ノ上団地第二種木造平屋建て五戸（同六二〇〇円）、同三十
七年度の根田内団地第二種木造平屋建て五戸（同六六〇〇円）、同年度館ノ上団地第二種木造平屋建て五戸（同
六六〇〇円）、同四十年度の館ノ上団地第二種木造平屋建て四戸（同六六〇〇円）、同年度根田内団地第二種木造
平屋建て一〇戸（同六六〇〇円）、同四十五年度の大間崎団地第二種木造平屋建て二〇戸（同六九〇〇円）、同四
十九年度の大間平第二団地第二種簡易耐火二階建て一〇戸（同一万円）、同五十年度の大間平第二団地第二種簡
易耐火二階建て一〇戸（二万二〇〇〇円）、そして同五十三年度の大間崎団地第二種簡易耐火二階建て一〇戸

表7-1 公営住宅の状況

団地名	地区	建設年度 (昭和・年)	構造	形式	戸数	1戸当たりの 面積(m ²)
大間平	大間	27~29	木造	平屋	30	36.3
館ノ上	大奥戸	29~37	木造	平屋	14	29.9
根田内	大間	37~40	木造	平屋	15	33.0
大間崎	大間平	45	木造	平屋	20	32.4
大間崎	大間平	53	簡耐	2階	10	62.9
大間第二	大間	49	簡耐	2階	20	47.7
合計	—	—	—	—	109	—

資料：建設課（昭和63年3月現在）

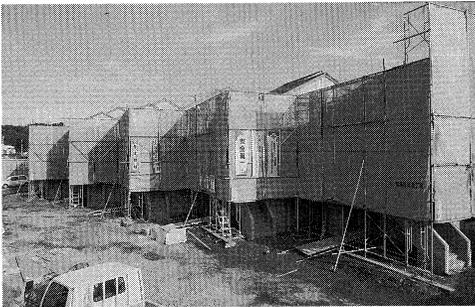


写真7-1 建設中の町営住宅

（同一万五〇〇〇円）と、合計一〇九戸の建設を続けてきたが、昭和五十四年度以降は中断しているのが現状である。

なお、一戸当たりの面積を含めた一覧表は表7-1のとおりである。この町営住宅一〇九戸は、全世帯総戸数に占める割合が五・四％で、全国平均の三・九％を上回っている。しかし、住宅一戸当たりの延床面積では、全国平均四四・九平方メートルを上回っているのは大間崎団地・大間団地の三〇戸であり、全体的には低水準である。

県平均を昭和六十年（一九上回る室数 八五）の普通世帯数は一五九二世帯で、これを同五十年と比較すると二六二世帯の増加である。また、一世帯当たりの室数を見ると、昭和五十年の五・一八室から五・四三室で、全国平均の四・七二室、青森県平均五・四〇室と比較して、核家族化によって増えている。

昭和五十年から同六十年の世帯

数の推移は表7-2のとおりである。

今後、床面積の広さや利便性、住居環境など、住宅の質的向上を求める傾向がさらに強くなるものと予想され、そのためにも長期的展望に立った計画的な宅地供給と、良好な住宅環境の形成に努める必要があろう。

また、民間の宅地造成についても、無秩序な造成を監視し防止するとともに、一〇〇〇平方メートル以上の開発計画には慎重に対応し、適切な指導を行い、土地利用計画によるバランスの取れた住宅施策の推進が必要である。

二 住宅計画

老朽住宅の 一般住宅に関する施策の方向として
再建築急ぐ は、産業構造の変化や生活水準の向上に伴う住宅の需要増に加え、住宅に対するニーズが高級化・多様化の傾向にあるため、健康で文化的

表7-2 世帯数の推移

区 分			昭和50年		昭和60年	
			世帯数	構成比	世帯数	構成比
普通世帯	住 宅	持ち家	1,430	83.1	1,592	81.0
		公営借家	99	5.8	117	6.0
		民間借家	101	5.9	156	7.9
		給与社宅	61	3.5	79	4.0
		間借り	26	1.5	17	0.9
	小 計	1,717	99.8	1,961	99.8	
	寄 宿 舎	4	0.2	4	0.2	
	計	1,721	100.0	1,965	100.0	
準 世 帯			59	—	37	—
総 計			1,780	—	1,999	—
1世帯当たりの人口			4.36	—	3.75	—

資料：国勢調査

な環境づくりを前提に道路・下水道・公園・緑地など、住宅関連施設を可能な限り先行し整備する。

また、企業誘致や原子力発電所の建設に伴う従業員住宅用地の確保と、一般宅地需要にこたえるための計画的な宅地供給を推進する。

持ち家住宅の建設については、住宅金融公庫および民間住宅ローンの融資制度を活用することにより、自力建設の促進を図る。民間による宅地開発については、前記したように無秩序な造成を防止し、都市的土地利用区域内の造成を勧め、良好な居住環境の維持を念頭に適正な開発を指導する。

公営住宅に関する施策としては、住環境を改善するために既設の老朽住宅、特に築後四〇年を超える大間平団地の老朽化による建て替えが急がれる。ほかにも住居改善の促進、生活環境の向上に対応した住宅規模と環境づくりに努め、住宅入居者間のコミュニティ活動を推進するため、施設や広場などの整備を図り、隣人同士の融和と連帯意識の高揚が望まれる。

当町では当面、耐用年数を過ぎている大間平の木造住宅について、平成六年（一九九四）度に一〇戸の建て直しを手始めとする「青森県公共住宅建替促進計画」を進行させている。それによれば、計画前期（平成四〜八年）は同六年一〇戸、七年一〇戸、八年一〇戸、計画後期（同九〜十三年）は同九年一〇戸、十年一〇戸、十一年一〇戸、十二年九戸、十三年一〇戸、その後平成十四〜二十三年に四〇戸、合計一九九戸（うち建て替え一〇九戸、新規建築一〇戸）である。

これらの住宅はRCC（鉄筋コンクリート）三階建て、耐用年数七〇年という、高齢者層と省エネ基準に対応・対処した住宅である。

第二節 上水道事業

一 上水道事業のあゆみ

簡易水道完 大間町の水道事業は、昭和三十一（一九五六）～三十二年に奥戸川・小川代川を水源とする簡易成と浄水場 水道の創設によってスタートした。同三十七～三十八年には奥戸地区簡易水道を創設し、翌三十

九年に両簡易水道を統合し、大間上水道事業として経営変更を行い公営企業化を図った。この当時の計画給水人口は八〇〇〇人、計画一日最大給水量は二二〇〇トンだったが、実際は七五〇〇人台、一五〇〇トン以下であった。その後、計画一日最大給水量を四十四年に一六〇〇トン、四十七年には二四〇〇トンに変更し、五十六年には奥戸川伏流水が河床低下の影響を受けて取水量が減少し、水利権を得て表流水に変更した。

取水した水には不純物が混じっているため、そのままでは飲用に適さず浄化しなければならない。その浄水場は七郎平と二ツ石の二か所にあり、奥戸川から取った水は二ツ石から小奥戸を通り、七郎平の大間浄水場に運ばれ、小川代川から取った水は奥戸大川目を通して二ツ石浄水場に運ばれる。大間・二ツ石の二浄水場に運ばれた水は「緩速濾過方式」によって浄水される。

緩速濾過方式とは、大きなコンクリート製の升到に砂を入れ、その砂の層に水を通し、砂の層に生じるゼラチン

表7-3 上水道給水施設状況調べ

年度 区分	行政区域 人口 人	給水戸数 戸	給水人口 人	年間 給水量 m ³	1日最大 給水量 m ³	1日当た り平均 給水量 m ³	給水 普及率 %	導水管 延長 m	水源	公称施設 能力1日 当たり m ³	給水計画 人口 人	1日1人 当たり計 画給水量 ℓ
昭和57	7,701	2,103	7,669	565,610	2,023	1,550	99.58	31,216	表流水3	2,400	8,000	300
58	7,661	2,124	7,629	611,220	2,046	1,669	99.58	32,244	〃	〃	〃	〃
59	7,625	2,162	7,598	616,490	2,126	1,688	99.64	32,914	〃	〃	〃	〃
60	7,559	2,200	7,510	616,850	2,163	1,690	99.35	33,265	〃	〃	〃	〃
61	7,625	2,249	7,598	689,850	2,126	1,890	99.64	33,932	〃	〃	〃	〃
62	7,539	2,290	7,470	692,378	2,132	1,897	99.10	34,039	〃	〃	〃	〃
63	7,391	2,319	7,324	692,770	2,526	1,898	99.10	34,956	〃	〃	〃	〃
平成元	7,332	2,187	7,265	724,890	2,837	1,986	99.10	35,715	〃	〃	〃	〃
2	7,180	2,168	7,096	706,092	2,845	1,934	98.80	36,734	〃	〃	〃	〃

状の微生物の膜によって、不純物や細菌などの通過を止め、有機物などを分解して水を浄化する方法である。

こうして飲用水になった水は大間浄水場から大間地区の集落へ、二ツ石浄水場からは奥戸・材木地区の各家庭へ配水管を通じて配られる。配水管の総延長は、大間・奥戸・材木地区で二万八五三〇メートルに及んでいる。

水使用量の増加と今後 一日に使用される水の量を平成元年度の数字で見ると、大間町全体で一年間を平均すると一日当たり一三六四トン、町民一人当たり一八八リットルとなる。この一八八リットルの水には飲食店・工場・学校・病院などの使用量も含まれており、それらを除いた家庭だけで使用する量は一四八リットルである。

これを昭和五十五年（一九八〇）の数字で見ると、町の一日当たり平均で一〇七九トン、一人一日の平均が一四七リットル、家庭だけの一人一日平均は一〇九リットルであり、平成元年（一九八九）と比較して約三〇％の増加である。

そこで近未来の使用量を予測すると、生活様式の変化や生活水準の向上など、水需要に影響を及ぼすさまざまな要

振興が図られ、各産業用水の増加などを予測すると、大量の水が必要となってくる。

二 基本計画と奥戸ダム

給水量四四 平成三年（一九九二）に至って、元年度の一日最大給水量の実績値が二八三七トンと、既に施設
〇〇トンへ 能力を超える状況になった。さらに、原発立地を中心としたいっそうの地域振興、核家族化の進
行、水洗便所の普及、モーターゼーションの進展など、生活水準の向上に伴う水需要量の増加が見込まれ、新規
水源の確保は絶対条件となった。

水道施設というものは、水需要の一日平均ではなく、最大使用量に合わせて整備しなければならない。つまり、

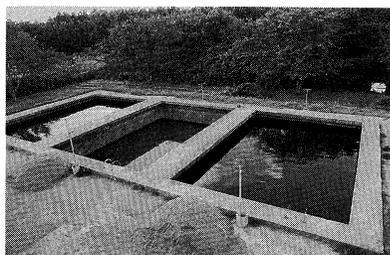


写真 7-2 大間浄水場

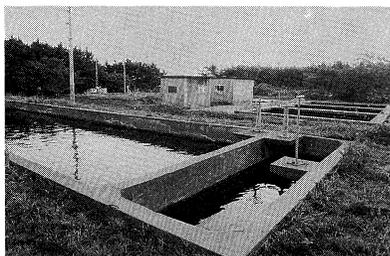


写真 7-3 奥戸二ツ石浄水場

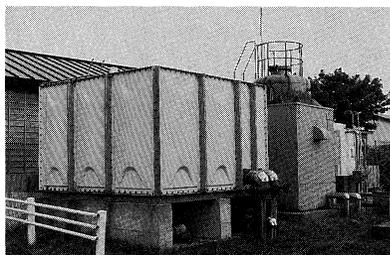
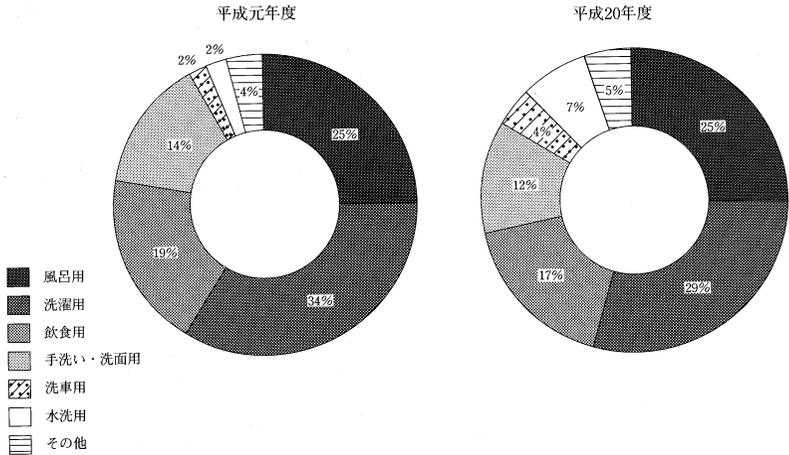


写真 7-4 上水道施設

素を勘案した結果、平成二
十年度における家庭での一
人一日平均の水使用量は図
7-1に示すとおり二一四
リットルとなり、これは平
成元年度の約四五%増とな
る。さらに病院や学校など
公共施設の整備が進み、原
子力発電所立地に伴う地域

図7-1 水の用途の変化



予測される一日最大の水需要に備える必要があり、大間町の場合では例年八月上旬にそのピークに達する。

平成二十年度における一日最大の水需要は家庭用、営業・業務用（公共施設を含む）、工場用、そして原子力発電所用を合算して、四四〇〇トンが見込まれている。これに対して現有設備は二四〇〇トンの給水能力しかない上に、施設そのものが共用開始以来三〇年以上を経過して老朽化が進んでいる。加えて当町の水道が持つ水質問題（赤水）を根本的に解消する設備も整備されていないのが現状である。

そこで平成二年四月、上水道設備の抜本的改善をめざし、法令に基づいた設備の新設・更新を内容とする「大間町上水道設備基本計画」を策定した。それが平成二十年度を目標とした次の浄・配水などの整備計画である。

計画期間 平成三～二十年度

計画給水人口 七〇二〇人

計画一日最大給水量 四四〇〇トン

総事業費 約二七億円

このため、現在奥戸川上流に計画されている奥戸ダム建設に参

加する事業認可を得て、現在も施設の改良・新設を進めている段階である。なお、奥戸ダムからの配水は平成十一年度の予定であり、この間は暫定水源として地下水を開発し、これに充てている。

一方、平成五年には老朽管更新事業制度を導入し、石綿、セメント管の敷設替えを実施している。当町の上水道事業の方向づけとしては、次の四点を施策として掲げることにした。

- ① 各種産業の振興、原子力発電所の立地、企業立地、都市化の進展など、水需要の増大に対処するため、総合的な計画を早期に樹立する。
- ② 新水源の確保策として、奥戸川取水池の下流に取水井を掘削し伏流水の確保に努める。
- ③ 二ツ石地区の高台に容量一五〇〇トンの配水池の新設を検討する。
- ④ 水源施設の増強により、取水ポンプ・放水ポンプなどの交換を促進するとともに、その維持管理の合理化を図る。

第三節 電気・石油事業のあゆみ

一 大間町の電気

大間に電気 大正九年（一九二〇）一月、大湊電灯株式会社の第九期株主総会で「大畑村から佐井村までの電気がついた日 気導入」が決議され、これが大間町の電気の歴史の第一歩となった。同年五月から早速約二二万

円をかけ、右記区間四三キロメートルの測量を開始した。

翌十年一月二十八日、本工事に使用する資材として、電柱用材八二七本、根架丸太材三二五〇本の地元調達に乗り出し、地元紙の『下北新報』に購買広告を掲載、入札後の四月下旬から外線工事に着手した。内線工事も並行して行われ、七月二十二日には下風呂までの配電工事が終了し、沿線各戸に点灯した。大間・佐井の内線工事がすべて完了し、待望の電気が点灯したのは九月七日であった。十一月二十四日、大間散宿所（字大間九九）が竣工設置され、営業を開始した。

なお、大間町にラジオが入ってきたのは昭和九年（一九三四）で三台、同十年に五台、同十一年で一一台と、とびきりの高級品だったラジオの普及は当然遅かった。

二 大間町のテレビ

難視聴域の解消が先決 昭和三十二年（一九五七）三月二十二日、北海道函館山の頂上からNHK函館テレビが放送を開始した。しかし大間で視聴できる電波はNHK函館、HBC函館・STV札幌で、いずれも北海道を主体としたテレビ放送で、日常のニュースもすべて北海道の内容ばかりであった。その上、受像機そのものも三十五年の段階で二〇一台、普及率は一四・三%であった。

この僻地難聴状態から解放され、青森県で放送されているテレビ電波が大間町の家庭で視聴できるようになったのは、それからさらに一年を経た四十二年十二月十日からであった。NHK青森とRAB青森の両社が、総工費一五〇〇万円を投じて西吹付山頂上に六基の受信塔と、七郎平の丘上に高さ三六・五メートルの送信空中線鉄塔を建設し、放送を開始したのである。その後、テレビの普及は順調に進み、四十年度に普及率三三%であったのが、同年十二月NHK函館がカラー放送を開始し、四十五年には七五・八%、五十年にはモノクロテレビ一〇九台、カラーが一四六二台で八五・三%、六十二年には二〇一〇台で九四%となった。以来県内第一の普及率である。なお青森からの受信が難しい地域があり、北海道からの放送に頼っている状況が続いている点は、電波行政の遅れを指摘されても致し方ないところであり、難視聴地域の解消が望まれるゆえんである。共同受信施設の設置が焦眉の急といえよう。

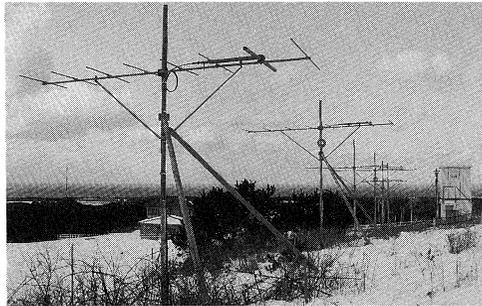


写真7-5 西吹付山頂のテレビ中継塔

三 大間町の石油・ガス

昭和五年（一九三〇）、大間へ初めて漁業用小型エンジン付き船舶を函館より御厩敷伊之松・米澤菊松が購入し、米澤菊松が舶用エンジン用燃料の販売を開始した。

大間でのプロパンガスの販売は、昭和三十五年四月六日、許可第一号を受けた米澤菊太郎商店であり、以後普及率が高まった。この前年、大間港に大型爆弾のような物が漂着し、太平洋戦争の不発弾ではないかと大騒ぎになったが、調査した結果プロパンガスのボンベとわかった。当時はまだそんな時代だったのである。

第四節 衛生事業のあゆみ

一 ごみ処理体系の現況

端境期以来 平成三年（一九九一）現在、大間町のごみの年間総排出量は四六三九トン（このうち可燃ごみが二九七三トン、不燃ごみが一六六六トン）である。町全体が収集区域で収集率は一〇〇％。ステーション方式で可燃ごみを週三回、不燃ごみを一回収集している。事業系のごみはすべて直接搬入させ、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは最終処分場で埋め立て処分している。粗大ごみについては直接埋立場に搬入させた後、可燃物は二トントラックで焼却場へ運び処理している。

町が所有している収集・運搬車は、パッカー車（積載量二・五トン）二台、トラック（同二トン）一台の計三台である。可燃ごみと不燃ごみをパッカー車が収集し、トラックはパッカー車が故障したときの予備車として、また埋立地へ直接搬入された可燃ごみを焼却場まで運搬するために使用されている。

今後の課題と施策の方向としては、現在は可燃ごみ・不燃ごみの二分別システムを取っているが、これからはごみの再資源化・減量化を考慮し、さらに資源ごみの分別が必要になるであろう。本町では、ごみの収集・運搬を直営で行っているが、その収集率・収集頻度などの面からも収集サービスは充実しているといつてよい。

図7-2 ごみ焼却施設の全景

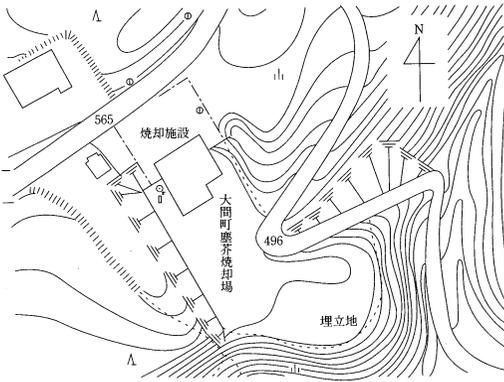


表7-4 施設の概要

施設名	大間町塵芥焼却場
所在地	大間町内山48番1号
処理能力	8 t/日
処理方式	機械化バッチ
竣工年月	昭和51年4月
受入供給設備	なし
余熱利用	あり

事業所ごみは圏域に専門のごみ処理施設がないため、一部の資源（ダンボールなど）を除いては無料で、可燃ごみは焼却場で焼却処分され、不燃ごみは最終処分場で埋め立て処分されている。ガラスなどの不燃物については、破砕機とプレス機によって焼却灰・粗大ごみとともに埋め立て処理しているが、その面積は二か所で二〇〇平方メートルしかない。近い将来に訪れようとしている生活の都市化・高度化に伴い、ごみの質的变化や排出量の増加が見込まれるため、新たな埋め立て場所の確保に迫られているわけであり、さらには焼却炉の大型化、

粗大ごみ処理施設の建設を検討する必要も出てくるものと考えられている。

図7-2は焼却施設の全景、表7-4は施設の概要である。

次に、昭和六十二～平成三年度の五年間における年度別ごみ搬入量を図7-3、平成元～三年度の三年間の焼却施設稼働状況を表7-5によって示す。

稼働日当たりの焼却量約一〇

トンは、処理能力の一日八トンを上回っているが、その原因は焼却施設に計量設備がないためであり、実際の焼却量は現在計上値の八〇%であると推測されている。正確な焼却量を知るためにも計量設備は必要である。

第4節 衛生事業のあゆみ

図7-3 年度別ごみ処理量の推移

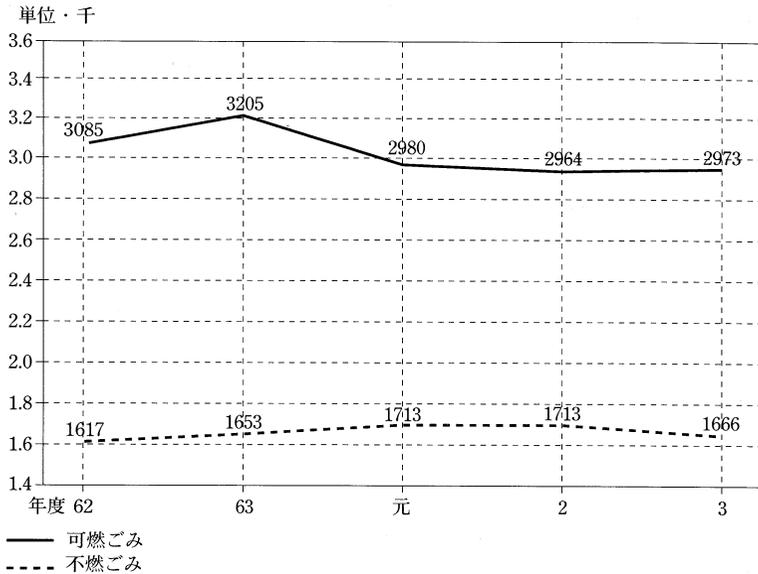


表7-5 焼却施設処理実績の推移

項目 年度	平成 元	2	3	4	5	6	7
焼却処理量 可燃物 (t)	2,980 (外来255)	2,964 (外来212)	2,973 (外来215)	2,987 (外来218)	2,878 (外来234)	2,848 (外来230)	2,714 (外来240)
不燃物 (t)	1,713 (外来826)	1,713 (外来754)	1,666 (外来686)	1,738 (外来715)	1,511 (外来622)	1,623 (外来668)	1,647 (外来678)
焼却残渣量 (t)	247.5	244.4	236.7	253.3	232.9	205.0	212.0
稼働日当た りの焼却量 (t/日)	10.07	10.12	10.01	10.02	9.79	9.62	9.17

※焼却対象量=可燃物+不燃物混入可燃物

そこで、旧施設と新施設建造の端境期はぎぎきにきているともいえる大間町ごみ行政の向上に向けて、長期的に安定確保が可能なら、かつ公害のない衛生的な最終処分場が建設された。

二 最終処分場の新設

平成七年で 現在大間町では、町内から排出されるごみのうち、可燃ごみは大間町ごみ処理施設（昭和五十一年埋立地満杯 年へ一九七六）四月竣工、処理能力日量八トン）で全量焼却処理し、焼却残渣ざんざおよび不燃ごみは隣接する大間町内山処分場（昭和五十一年度供用）で埋め立て処分を行っている。

しかし、内山処分場は「技術上の基準」が定められた五十二年以前に開設された処分場であり、公害防止施設がほとんど備わっていない上に、平成七年（一九九五）度いっぱい埋め立て完了の見込みであり、公害防止の観点を含めて早急な最終処分場の建設が必要になった。

そこで大間町では、ごみ処理施設に隣接する大間町内山地区内の町有地を最終処分場用地として施設建設を行うこととし、平成八年三月二十八日に完成、四月供用を開始した。埋立処分場の建設計画に当たっての目標は次の三点である。

- ① 埋立地の延命化
 - ② 埋立地の構造的安定化
 - ③ 公害のない衛生的な処分場
- 一定の基準に基づいた施設工事によって本事業が完成。衛生的な埋立地が約一五年間確保され、住民の生活環

境の保全が図られることになる。

○当該年度事業

着工 平成六年七月十八日

竣工 平成七年三月三十一日

○全体事業

着工 平成六年七月十八日

竣工 平成八年三月二十八日

○処理対象人口

埋立開始予定年度(平成八年度) 七二六一人

計画目標年次(平成二十二年度) 七一一一人

○処理能力

処理(処分能力) 二万七〇〇〇立方メートル

埋立面積 六五〇〇平方メートル

年間平均処分量 一七八六立方メートル

埋立可能年数 一五年

○埋立対象物と量

不燃物 一万五四七六トン

焼却残渣 二九二二・七トン

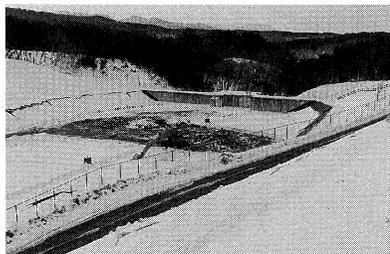


写真7-7 大間クリーンセンター・一般廃棄物最終処分場

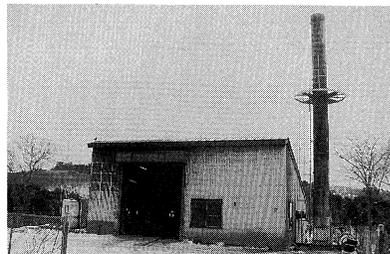


写真7-6 塵芥焼却場

覆土 六二二トン

計 二万四五〇九・七トン（換算係数一・〇二立方メートル／トン）

なお、長期的展望としてとらえた今後のごみ行政の課題として、次の三点が挙げられる。

- ① 一人一日平均総排出ごみ量が非常に多いため、ごみの発生抑制を図る。
- ② 処分場の延命を図り、ごみの減量化・資源化を中間処理施設で行うために、ごみ処理施設・資源化施設を検討する。
- ③ 住民に対してごみの減量化・有効化の啓発に努め、ごみ排出段階での減量化・資源化を進める。

三 下水道とし尿処理

課題山積の 大間町には下水道が全くなく、町内の排水路については用水堰・道路側溝などを利用しているの
下水道行政 が現状である。また、その終末処理に関しても施設が皆無であるため、ほとんど河川や海に直接
 排水している状況であり、既に河川や海域の汚染が取り沙汰され始めている。

また、大間地区には低地や平坦地が多いため自然排水溝の位置が低く、排水時に逆流してその機能を失う場合
 もある。

今後の施策方向としては、市街地および周辺部の人口増加、宅地開発がますます進展していくものと予想されるため、下水路整備は特に緊急を要する地域から道路側溝との調整を取りながら、積極的な整備と改修を図らなければならぬ。同時に、一般家庭の浄化槽施設の普及に伴い、環境衛生思想の高揚を図る必要も生じている。

市街地や周辺部における汚水の停滞、河川や農地への流入を防止するとともに、雨水による浸水被害の解消など、より良好な住環境の改善に向け、将来的には公共下水道・終末処理場の建設が必要となるであろう。

大間に一六〇キロ 大間の産業で農業が占める部分は少ないが、それでも戦後の二〇年弱は各家庭が持っているリットル中継槽 た畑などの肥料としてし尿が活用されていた。有限会社大間運輸がし尿の汲み取り業務を始めたのは昭和三十九年（一九六四）で、これが大間におけるし尿処理業務の最初であった。汲み取ったし尿は大間平の火薬庫（砲台）跡地に埋め捨てられていた。

以下、し尿処理施設のあゆみを簡単に追ってみる。

○昭和四十一年五月三十一日 「むつ衛生センター」の設置母体である「むつ地区環境整備組合」設立認可（構成市町村）むつ市・大畑町・横浜町・脇野沢村）

○昭和四十二年十二月十一日 むつ衛生センター第一期工事完成、試験操業（処理能力五〇キロリットル）

○昭和四十三年四月一日 むつ衛生センター第一期工事施設本操業

○昭和四十三年十月 大間町で初めて浄化槽使用開始

○昭和四十五年四月一日 むつ地区環境整備組合に大間町が参加（ほかに川内町・佐井村・風間浦村・東通村・

野辺地町）

○昭和四十六年度 大間町大字大間字大間平四七番に第一中継槽六〇キロリットル一基建設

○昭和四十七年三月三十一日 むつ衛生センター第二期工事完成、操業（処理能力五〇キロリットル）

○昭和四十七年四月一日 大間町がし尿処理を開始

○昭和四十九年九月九日 六ヶ所村が組合加入

○昭和五十一年三月三十一日 むつ衛生センター第二期工事完成、操業（処理能力一二〇キロリットル）

○昭和五十九年度 大間平に第二中継槽一〇〇キロリットル一基建設

○平成元年三月三十一日 設置母体である「むつ地区環境整備組合」が「下北地域広域行政事務組合」と統合のため解散し、施設は同組合に継承、運営される

全量収集を 前述のように、し尿処理は現在下北部・上北郡内の一市五町五村の一部事務組合により、一日二日目標に整備

二〇キロリットルの処理能力施設で共同処理している。組合全体の総排出量は年間七万一四三九キロリットルで、このうち収集処理量は五万八五二〇キロリットル（八一・九％）、自家処理は一万二九一九キロリットル（二八・一％）である。収集業務は組合が許可業者を指定し、汲み取りおよび運搬を行っており、大間町には風間浦村・佐井村を含めた一町二村分の中継槽が大間平で稼働中である。

組合全体の衛生処理率は八一・九％、大間町の年間総排出量は三五七六キロリットルであり、この七二・八％に当たる二六〇四キロリットルが収集され、九七二キロリットルが自家処理されている（平成二年度）。

今後の施策方向としては、増加する処理需要に対応するため、全量収集を目標にした処理施設の整備を図ること。し尿を円滑かつ衛生的に処理するため、収集業者に対し収集機材の充実と適正な指導を行うこと。浄化槽の構造・設置・維持管理に関する指導基準を定めて環境汚染の防止に努めること。そして合併処理浄化槽の普及を図ること、などが挙げられる。

正しく使い 大間町においても浄化槽を設置する家屋が増えており、現在の設置器数は三二七器で、うち一般
たい浄化槽 世帯が二七六器を占めている。しかし、その管理はまだ不十分であり、今後の指導に待つところが多い。

浄化槽を設置する場合、使用者（設置者）は県へ事前に設置届を提出する義務が法律で定められている。浄化槽が正常に機能を果たし、その放流水が適正な水質にまで浄化されているかどうかを定期的に維持管理する必要がある、その内容は次の三点である。

- ① 汚泥の点検、調整、除去
- ② モーターなどの保守点検
- ③ 消毒薬の補給

浄化槽の維持管理は浄化槽維持管理士の資格を持った人と契約することから始まる。維持管理の料金は使用者の負担であり、契約後は専門業者が定期的な点検や清掃の任を負うが、この契約をせずに浄化槽を設置し、側溝などへ垂れ流しをすることで公害問題を引き起こす結果になる。その意味でも指導基準の設定が望まれているところである。

四 墓地と葬斎場

適正管理と 大間町には古くから数か所に墓地があり、昭和二十三年（一九四八）ごろまでは年間五〇体前後
公園化を の処理を行ってきた（このころまでは火葬より土葬の方が多く、二十四年以降はほとんど火葬になつた）。

(一) 大間共同墓地

古くは大字大間字大間九七―二の阿弥陀寺の横隣にあつたが、昭和三十年七月に大字大間字山道四の大間墓園

へ移転した。一万八〇〇平方メートル（約五四五五坪）の町有地で、移転完了までに数年を要している。

その後、平成四年（一九九二）十二月、残りの約六五〇〇平方メートル（約一九七〇坪）を整備し、大字大間字山道七および山道八に大間町墓園を拡張、建設した。

大間にはこのほか、大字大間字大間平二八一―一六に円融寺の墓地がある。

(二) 奥戸地区

字奥戸六九―一の信願寺、字奥戸九三―二の崇徳寺、字奥戸一五七―二の長弘寺、および字焼畑三一―一の法性寺分院、の以上四か所に墓地がある。

(三) 材木地区共同墓地

古く大字奥戸字材木川目四〇にあったものを、昭和五十四年八月に大字奥戸字八森四―一へ移転している。

今後も墓地の需要増に対処するため、未整備個所の整備と、町営墓地の適正な管理、公園化が必要となっている。

近代設備の 大間町での火葬は長い間、大間・奥戸・材木の三地区で行われてきたが、土葬から火葬へという

葬斎場完成 時代の経過を経て、最初の町営火葬場が完成した昭和二十四年（一九四九）一月以降、一か所で行われてきた。また、平成七年（一九九五）三月には老朽化の目立っていた町営火葬場に代わり近代的装備を持

つ町営の大間町斎場（やすらぎ苑）が完成した。

(一) 大間地区

大字大間字寺道二七―一に野焼きの施設があり、その後、大字大間字冷水五一―七一へ移転し、さらに割石六一―一五七に移転している。この時代は火葬のたびに薪まきを毎戸一本ずつ拠出するのが習わしになっていた。

(二) 奥戸地区

大字奥戸字焼畑三一一に野焼きの施設があり、当時は火葬のたびに薪一本を毎戸拠出した。

(三) 材木地区

大字奥戸字新釜六九一（通称石切場）に野焼きの施設があり、火葬のたびに薪一本を各戸が拠出した。

(四) 大間町斎場・やすらぎ苑

大間町では最初の共同火葬場として、昭和二十四年一月、大字大間字山道四三一五に町営火葬場が建設されたが、築後四五年を経過し、老朽化してきたため、平成六年春に新しい斎場の建設に着手し、翌平成七年三月末に竣工。同月、落慶法要が執り行われた。新しい斎場やすらぎ苑は、従来の火葬場のイメージを一新し、煤煙・悪臭・騒音などの公害のない、周囲の環境を十分考慮して自然と調和した建物であることを念頭に、近代的施設であると同時に人生の終焉にふさわしい荘厳性を備えたものであることをコンセプトとして建設された。

場所は大間町大字大間字内山四八一で、国道二七九号線バイパスから奥戸に向かう町道、大間・奥戸線のそばにあり、針葉樹や広葉樹に囲まれた閑静な場所である。

敷地面積四五六平方メートル（一三七七・六坪）、建物床面積四七一・二二九平方メートル（一四二一・八坪）、このうち一階が四二四・三二九平方メートル（二二八・六坪）、二階が四六・八六平方メートル（一四・二坪）で、鉄筋コンクリート造り平屋建て（一部二階）。駐車場は普通車二〇台、大型バス二台収容できる。

○内部構造

炉室 機械室

炉前ホール 収骨室

待合ロビー 待合室（床の間・押し入れ付き和室二室）

給湯室 男女および身障者用トイレ（男・大一小二、女・大二、水洗式浄化槽）

事務室 作業室

残骨堂

倉庫 玄関ホール 風除室 車寄せ

○設備内容

二基炉 前室（冷却）装備

胞衣炉一基

燃量は灯油

公害（煤煙・悪臭・騒音・振動など）の対策は万全

遺体の尊厳性を損なわない

操作上の省力化と安全性が確保されている

施設整備は耐久性に富んでいる

炉室・倉庫以外は全室暖房（灯油FF方式）

障害者（車椅子）の出入可

最近五年間の火葬件数は次のとおりである。

平成元年 四五件

二年 五〇件

三年 六三件



写真7-8 大間町斎場・やすらぎ苑

第4節 衛生事業のあゆみ

四年	六三件
五年	六八件
六年	七八件
七年	七〇件

第五節 町づくりの基本方針

一 将来像の設定

平成十年を 大間町では昭和四十四年（一九六九）に「大間町総合計画」を、五十四年には「第二次大間町総合計画」を策定し、産業の振興、社会福祉の向上、生活環境の整備などに努め、町づくりを推進してきた。

しかし、近年の国際的な環境の変化などにより、当町の基幹産業となっている漁業も漁獲量の低迷が続くなど、状況は平穏ではない。さらには今後二一世紀に向かって人口の高齢化、価値観の多様化、そして情報化や国際化などがいつそう進むものと考えられる。

こうした周囲に散在する諸問題を抱えた状況の中で、町の現状、新時代の流れ、町民の欲求や要望などに対処していくための長期的かつ総合的な「町づくり計画」として、平成元年（一八八九）度に平成十年を目標とした「第三次大間町総合計画」を策定した。現在、平成五年度までの計画期間を経過したところである。

豊かで活力あ 大間町は下北半島の突端である本州最北端に位置し、津軽海峡に面している。北海道の戸井町
る町づくりを から直線で約一七・五キロメートル、第四次全国総合開発計画で提唱されている青函インター

ブロックの中間にある、豊かな緑と海に恵まれた町である。

こうした地理的条件を活用しながら地域産業の振興を図り、すべての町民が健康でゆとりある文化的生活が営める「豊かで活力ある町」を未来像に設定し、町の活性化を推進していくものとする。

二 土地利用と水資源

限りある資源 土地と水は生活と産業活動の基盤であり、これを適切に生かし利用することが理想的な町づくり源の活用法の基本である。

当町の土地利用については、自然環境との調和を保ち、限りある資源という特性を生かし、均衡の取れた発展を図ることを基本方針として計画的に行われなければならない。その基本となる方向は、町域を「都市的土地利用区域」「農用的土地利用区域」「自然的土地利用区域」の三つに分けて考え、それぞれの利用特性を生かして互いに連携を図りながら、いずれかが一方的に突出するのではなく、調和の取れた町づくりをめざすものとする。

水資源については、生活様式の変化や観光面の充実に伴う生活用水の増加、産業構造の変化・発展によって生じる産業用水の需要増が予測される。そこで、新たな水資源の確保策として国有林野と連携した水源涵養林の育成と保全に努め、奥戸川を中心として水量や用途別使用量を調査し、生活用水や農業用水などに安定した供給と、効率的な水利用ができるよう努力する。

三 交通・港湾・通信

地域活性化 当町の発展にとって基本的課題といえるのが、交通体系の整備である。下北半島一周道路の改修を図るものと拡幅をはじめ、大間町を含む下北地域と域外を結ぶ道路網や航路などの整備は、当町と域外との交流を活発にさせ、当町の産業経済や住民福祉の向上に大きなプラスになる基本的な施策である。

港湾施設の整備拡充も急がれる課題である。大間港は、本州・北海道との交流、漁船の係泊、荷揚げなど、町の水産業の基盤確立のために重要な役割を果たしており、今後も大型フェリーの就航に対応し、水産振興をめざす上でいっそうの拡充が必要である。

通信に関しては、行政、緊急時の情報伝達、住民サービスへの対応を考慮し、有線・無線の放送施設の整備を急ぐ。また、テレビ放送の一部難視聴地域の解消を図るため、テレビ中継基地の建設を進める。

四 農 業

具体策の実 当町の農業には畜産・畑作・稲作と種類はあるが、気象条件の悪さ、土地利用面での制約が大き**行が急務** いことなどの理由で、自給的生産が主体となっており、産業部門の一つを十分に占めるには至っていない。しかし、当町の総合的發展と町民所得の向上を実現するために、農業の振興を欠かすことはできない。このあたりに当町における産業面での最大のネックがあると考えられるが、そのことを無視して通るわけにもい

かない。これを持ち越えるには、当町の特性に即した農業振興、つまり作目としては畜産を中心に野菜・稲作などの複合経営の推進であり、高生産性の確立を図ることである。

畜産の面では、西部畜産基地計画に沿って食肉用牛生産団地の形成を進め「下北牛」の産地化をめざし、地域農業との調和の取れた経営の充実を図る。

農家経済の安定のためには、一日も早く抽象的計画論の段階を突破し、生産体制の整備、流通販売体制の強化、土地基盤整備などの具体策を実行に移し、収益性の向上と所得の増大に努めなければならない。

五 林 業

特用林産物 大間の総面積の八割前後が豊かな木材資源である森林で占められているとはいうものの、そのうちの栽培促進 ち民有林はわずかで、しかも分散している。そのため利用価値も低く、ほとんどの林業家にとつ

て林野は財産保持的色彩の濃いものになっている。そこで当町の林業がめざすものは、国有林の活用と並行して民有林の拡大造林と保育のために、国や県の助成措置を活用し、青森ヒバの産地化を進行させることである。また、特用林産物（シイタケなど）の栽培や、観光・レクリエーションとの連携による所得向上も図れるはずである。なお、森林が持つ国土保全、水源涵養などの機能面を整備することも不可欠であろう。

六 その他の構想

詳細については重複を避けるため、総合計画のうち残りの項目について、以下要点のみに触れておこう。

(一) 住宅

住みよい環境づくりの推進をめざし、公園・緑地などを計画的に配置した秩序ある住宅用地の開発に努める。

公営住宅の管理の適性化と質的向上を図る。

(二) 上・下水道

生活用水・産業用水の需要増大に対応するため、老朽化した施設の新築と、必要に応じた配水池の新設を進める。

下水道は生活環境の改善、沿岸海域の汚染防止および市街地の浸水を防止する重要な環境施設である。そのため雨水配水施設は、道路の改良に合わせて都市下水路の整備を計画的に推進する。

将来的なし尿処理については、公共下水道および終末処理場の建設を検討するが、現状では水洗便所の普及を図り、汲取収集体制の強化と改善を推進するものとする。

(三) ごみ処理

可燃性ごみ・粗大ごみ処理施設の整備および不燃性ごみ埋め立て用地の確保を急ぐ。また、ごみ収集システムの改善・強化を図り、地域住民に対しごみの減量化、資源再利用などのクリーン運動思想を普及させる。

(四) 葬祭場

施設の利用率などを考慮し、隣接の風間浦村・佐井村と協議し、共通地域共同による葬祭場の整備を進める。基地は住民の意思を尊重して極力集団化させるものとし、近代的な墓地公園の実現をめざす。

(五) レクリエーション施設

町民の年齢や適正に応じたレクリエーションを自主的かつ継続的に行える総合運動公園の整備を進め、同時にレクリエーション指導者の育成を図る。ほかに、児童公園を整備し、学校施設や公民館などの活用を図る。

(六) 防災・消防

防災面では治山・治水・海岸保全対策などを積極的に進め、消防面では消防団の組織強化と消防施設の充実にめざす。救急業務については交通事故・労働災害の発生に早急に対応できる体制の整備を図る。

(七) 自然保護

自然保護地区を明確に指定し、貴重な自然資源である緑と海の保全に努め、良好な生活環境の維持を図る。

